



山形県公報

平成19年4月1日(日)

号 外(14)

目 次

規 則

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則.....	(人 事 課) ... 1
地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	(同) ... 2
地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則.....	(同) ... 同
知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則.....	(同) ... 同

訓 令

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令.....	(同) ... 3
附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令.....	(同) ... 4

告 示

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する規程.....	(同) ... 8
------------------------------	-------------

規 則

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第57号

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則(昭和41年3月県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削り、同条第4号中「庄内総合支庁建設部港湾事務所」を「庄内総合支庁産業経済部水産課」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、第14号を第12号とする。

別表第1項の表地域の区分の欄中「長井市」を「長井市、南陽市」に改め、同別表第3項を削り、同表第4項中「第2条第4号」を「第2条第3号」に改め、同項を同表第3項とし、同表第5項中「第2条第5号」を「第2条第4号」に改め、同項を同表第4項とし、同表第6項中「第2条第6号」を「第2条第5号」に改め、同項を同表第5項とし、同表第7項中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改め、同項を同表第6項とし、同表第8項中「第2条第8号」を「第2条第7号」に改め、同項を同表第7項とし、同表第9項中「第2条第9号」を「第2条第8号」に改め、同項を同表第8項とし、同表第10項中「第2条第10号」を「第2条第9号」に改め、同項を同表第9項とし、同表第11項を削り、同表第12項中「第2条第12号」を「第2条第10号」に改め、同項の表地域の区分の欄中「酒田市」を「酒田市、新庄市、最上郡」に改め、同項を同別表第10項とし、同表第13項中「第2条第13号」を「第2条第11号」に改め、同項を同表第11項とし、同表第14項中「第2条第14号」を「第2条第12号」に改め、同項を同表第12項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第58号

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則(平成15年4月県規則第46号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号を次のように改める。

(1) 局長及び参事

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第2条第3号を削り、同条第4号中「業務名を冠する主幹」を「室長、主幹」に、「及び」を「、室長補佐及び」に改め、同条第3号とし、同条第5号中「業務名を冠する主幹」を「主幹」に改め、同条第4号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第59号

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則(平成15年4月県規則第47号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号を次のように改める。

(1) 局長及び参事

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第2条第3号を削り、同条第4号中「業務名を冠する主幹」を「室長、主幹」に、「及び」を「、室長補佐及び」に改め、同条第3号とし、同条第5号中「業務名を冠する主幹」を「主幹」に改め、同条第4号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第60号

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第3条の2を削る。

第5条の2中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 障害者自立支援法第77条第1項に規定する地域生活支援事業(日中一時支援事業に限る。次条において「地域生活支援事業」という。)の契約に関する事

第5条の3に次の2号を加える。

(2) 地域生活支援事業の契約に関する事

(3) 山形県立児童福祉施設設置条例(昭和39年3月県条例第16号)による次の事項

イ 第3条第3項(第3条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による使用料の免除に関する事

第7条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号加える。

(6) 感染症に関する事項

- イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による次の事項
 - (イ) 第17条第1項及び第45条第1項の規定による健康診断の勧告に関する事
 - (ロ) 第17条第2項及び第45条第2項の規定による健康診断の措置に関する事
 - (ハ) 第27条第1項の規定による消毒の命令に関する事
 - (ニ) 第27条第2項の規定による消毒の指示等に関する事
 - (ホ) 第35条第1項の規定による立入検査、質問及び調査に関する事
 - (ヘ) 第43条第1項の規定による感染症指定医療機関に対する費用の負担に係る報告の徴収及び帳簿書類の検査に関する事
 - (ト) 第53条の7第1項の規定による健康診断に係る通報又は報告の受理に関する事
- ロ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)による次の事項
 - (イ) 第20条の3第3項の規定による患者票の交付に関する事
 - (ロ) 第20条の3第5項の規定による病院又は診療所の変更の届出の受理に関する事
 - (ハ) 第20条の3第6項の規定による患者票の返納の受理に関する事

第7条中第5号を削り、第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 予防接種法(昭和23年法律第68号)による次の事項

イ 第6条第1項の規定による臨時の予防接種に関する事(結核に係るものに限る。)

第18条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号イ中「貸与、返還、打切り、休止」を「返還」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

別表受任者の欄中	「 身体障害者更生相談所長 知的障害者更生相談所長 」	を	「 身体障がい者更生相談所長 知的障がい者更生相談所長 」	に改め、同表総合支庁長
----------	--------------------------------------	---	--	-------------

の項委任事項の欄第2項第1号イ中「身体障害者更生相談所」を「身体障がい者更生相談所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第14号

庁 中
出 先 機 関

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

平成19年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令

(建築基準法施行細則取扱規程の一部改正)

第1条 建築基準法施行細則取扱規程(昭和30年5月県訓令第23号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(建築主事の所管区域及び所掌事務)

第2条 総合支庁建設部建築課に配置する建築主事は、当該総合支庁の所管区域における建築物、建築設備及び工作物に関する事務を行う。

(山形県職員被服貸与規程の一部改正)

第2条 山形県職員被服貸与規程(昭和38年4月県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別表総合支庁の項中「福祉課」を「生活福祉課及び福祉課」に、

「	水産課の技術職員	作業服	1	2		を
」						
「	水産課の技術職員	作業服 ヘルメット 防寒衣 ゴム長ぐつ	1 1 1 1	2 5 5 2	漁港海岸事業の実施の業務に従事する職員に限る。	に改め、同項中「及び総務建築課」を削る。
」						

務建築課」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第15号

庁 中
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程(昭和56年4月県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1中	幹事	総務部総務課広報室長 総務部市町村課長 総務部危機管理室の生活安全調整課の課長及び交通安全対策主幹並びに総合防災課長 文化環境部学術振興課長 健康福祉部の健康福祉企画課長、長寿社会課長、児童家庭課長及び障害福祉課長 農林水産部農村計画課長 土木部の都市計画課長及び道路課長	を
	委員	副知事 出納長 各部長 改革推進監 危機管理監	

「	幹事	総務部総務課広報室長 総務部市町村課長 総務部危機管理室の生活安全調整課の課長及び地域安全対策主幹並びに総合防災課長 健康福祉部の健康福祉企画課長、長寿社会課長、児童家庭課長及び障がい福祉課長 農林水産部農村計画課長 土木部の都市計画課長及び道路課長	に改め、同表山形県防災会議の項
	委員	副知事 各部長 改革推進監 危機管理監 会計管理者	
」			

中

委員	副知事 出納長 各部長 改革推進監 危機管理監	を
幹事	各部の主幹課長 総務部改革推進室政策企画課長 総務部危機管理室の生活安全調整課長及び総合防災課長 土木部河川砂防課長	

委員	副知事 各部長 改革推進監 危機管理監 会計管理者	に改め、同表山形県総合政策審議会の項
幹事	各部の主幹課長 総務部改革推進室政策企画課長 総務部危機管理室の生活安全調整課長及び総合防災課長 土木部河川砂防課長 出納局総務課長	

中 「 総務部危機管理室生活安全調整課長 」 を

「 総務部危機管理室生活安全調整課長
土木部都市計画課長 」 に改め、同表中

山形県准看護師試験委員	委員	健康福祉部長 村山保健所長	を
村山・置賜結核診査協議会	幹事	村山保健所及び置賜保健所の地域保健予防課長	
	書記	村山保健所地域保健予防課の感染症予防主査及び感染症予防係の主事 置賜保健所地域保健予防課の感染症予防担当の主査及び主事	
最上・庄内結核診査協議会	幹事	最上保健所及び庄内保健所の地域保健予防課長	
	書記	最上保健所地域保健予防課の保健主査 庄内保健所地域保健予防課の感染症予防主査及び感染症予防担当の主事	

「 山形県准看護師試験委員 委員 村山保健所長 」 に改め、同表山形県

職業能力開発審議会の項中 「 文化環境部学術振興課長
商工労働観光部各課長 」 を

「 商工労働観光部各課長 」 に改め、同表山形県農業共済保険審査会の項充てる職の欄中「農林水産部経営安定対策課団体指導室の室長」を「農林水産部経営安定対策課の課長」に、「室長補佐」を「課長補佐」に改め、同表山形県開発審査会の項中

幹事	総務部改革推進室政策企画課長 土木部の都市計画課の課長及び課長補佐(総務を担当するもの及び都市計画の業務を担当するものに限る。)並びに建築住宅課長
----	--

を

幹事	土木部の都市計画課の課長、土地政策主幹及び課長補佐(総務を担当するもの、都市計画の業務を担当するもの及び土地政策の業務を担当するものに限る。)並びに建築住宅課長
----	--

に改める。

別表第2 総合支庁の項充てる職の欄中「福祉課、西村山福祉課及び西置賜福祉課」を「生活福祉課及び福祉課」に改め、「並びに村山総合支庁保健福祉環境部の福祉係長」を削り、同表福祉相談センターの項中

課長補佐(地域指導担当)	最上総合支庁保健福祉環境部福祉課及び置賜総合支庁保健福祉環境部福祉課の課長補佐
--------------	---

を

課長補佐(最上担当)	最上総合支庁保健福祉環境部福祉課課長補佐
課長補佐(置賜総括担当)	置賜総合支庁保健福祉環境部福祉課課長補佐

に改め、同表中

身体障害者更生相談所	所長	福祉相談センター所長
知的障害者更生相談所	所長	福祉相談センター所長
	庄内支所長	庄内児童相談所長
	庄内支所次長	庄内児童相談所次長
	庄内支所庶務係長	庄内児童相談所庶務係長
	庄内支所相談判定専門員	庄内児童相談所相談判定専門員
	庄内支所知的障害者福祉司	庄内児童相談所相談判定専門員
	庄内支所相談判定主査	庄内児童相談所相談判定主査
	庄内支所主任判定員	庄内児童相談所主任判定員
	庄内支所判定員	庄内児童相談所判定員
庄内支所自動車運転技士	庄内児童相談所自動車運転技士	

を

身体障がい者更生相談所	所長	福祉相談センター所長
知的障がい者更生相談所	所長	福祉相談センター所長
	庄内支所長	庄内児童相談所長

庄内支所次長	庄内児童相談所次長
庄内支所庶務係長	庄内児童相談所庶務係長
庄内支所相談判定専門員	庄内児童相談所相談判定専門員
庄内支所知的障害者福祉司	庄内児童相談所相談判定専門員
庄内支所主任判定員	庄内児童相談所主任判定員
庄内支所判定員	庄内児童相談所判定員
庄内支所自動車運転技士	庄内児童相談所自動車運転技士

に改め、同表高度技術研究

開発センターの項中

副所長	工業技術センター副所長(事務吏員に限る。)
総務主査	工業技術センター総務主査
庶務係長	工業技術センター庶務係長
主査	工業技術センター主査

を

副所長	工業技術センター副所長(総務を担当するものに限る。)
調整主幹	工業技術センター調整主幹
総務主査	工業技術センター総務主査
庶務係長	工業技術センター庶務係長
主査	工業技術センター主査
主事	工業技術センター主事

に改め、同表病害虫防除所の項中

庄内支所総務主査	農業総合研究センター農業生産技術試験場庄内支場総務主査
----------	-----------------------------

を

庄内支所主査	農業総合研究センター農業生産技術試験場庄内支場庶務係長
--------	-----------------------------

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第325号

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

平成19年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する規程

(山形県浄化槽工事業者登録簿閲覧規程の一部改正)

第1条 山形県浄化槽工事業者登録簿閲覧規程(昭和60年10月県告示第1264号)の一部を次のように改正する。

第2条中「山形県村山総合支庁建設部西村山総務建築課」を「山形県村山総合支庁建設部西村山建設総務課」に、「山形県村山総合支庁建設部北村山総務建築課」を「山形県村山総合支庁建設部北村山建設総務課」に、「山形県置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課」を「山形県置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課」に改める。

(山形県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規程の一部改正)

第2条 山形県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規程(平成13年10月県告示第850号)の一部を次のように改正する。

「山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁建設部建築課内

第2条中 寒河江市大字西根字石川西355番地 山形県村山総合支庁建設部西村山総務建築課内 を
村山市榎岡笛田四丁目5番1号 山形県村山総合支庁建設部北村山総務建築課内 」

「山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁建設部建築課内」に、

「米沢市金池七丁目1番50号 山形県置賜総合支庁建設部建築課内 を
長井市高野町二丁目3番1号 山形県置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課内」

「米沢市金池七丁目1番50号 山形県置賜総合支庁建設部建築課内」に改める。

(建築基準法に係る確認その他の処分及び報告に関する書類の閲覧に関する規程の一部改正)

第3条 建築基準法に係る確認その他の処分及び報告に関する書類の閲覧に関する規程(平成17年7月県告示第626号)の一部を次のように改正する。

「山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁建設部建築課内

第1条中 寒河江市大字西根字石川西355番地 山形県村山総合支庁建設部西村山総務建築課内 を
村山市榎岡笛田四丁目5番1号 山形県村山総合支庁建設部北村山総務建築課内 」

「山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁建設部建築課内」に、

「米沢市金池七丁目1番50号 山形県置賜総合支庁建設部建築課内 を
長井市高野町二丁目3番1号 山形県置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課内」

「米沢市金池七丁目1番50号 山形県置賜総合支庁建設部建築課内」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。